

特 1 集 正しい申告と納税を

申告が始まります



所得税、市・県民税の申告時期になりました。
 所得税の確定申告や市・県民税の申告が必要な方は、早めの申告をお願いします。
 詳しいことは、国税に関する場合は豊橋税務署（0532 - 52 - 6201）、市・県民税に関する場合は市民税課（89 - 2129）へ、お問い合わせください。

確定申告の相談期間と会場

相談期間	相談会場
2月18日から 3月15日まで	豊橋税務署 (9:00~17:00) ※会場周辺は大変混雑しますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

- ◎土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日、3月3日の日曜日は受け付けます。
- ◎市・県民税の申告受付期日と会場は、4ページをご覧ください。

- ① **■主な収入が給与の方**
 平成二十四年中の給与収入が、二十万円を超えた方
- ② **■個人の事業経営者**
 平成二十四年分の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多

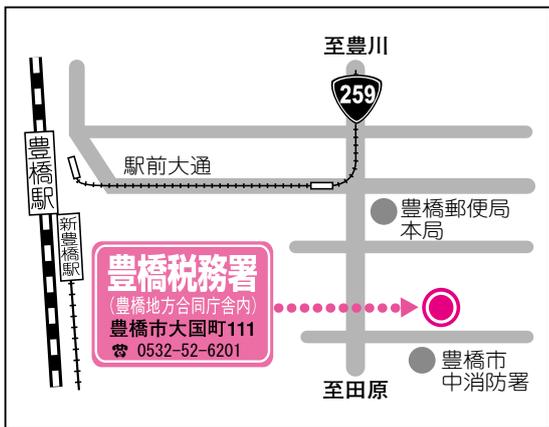
確定申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方は、収入の種類などにより分けられ、次の方が対象となります。
 詳細については、お問い合わせください。

所得税

確定申告などは

お早めに



- ③ **■主な収入が年金の方**
 平成二十四年中の公的年金等の収入金額が四百万円を超えた方
- ④ **■土地・建物などを売却した方**
 譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方
- ⑤ **■その他**
 確定申告をする必要のない方も、平成二十四年中に多額の医療費を支払ったり、住宅ローンを利用して新築、または中古の住宅を取得したりした場合など、給与などから源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

確定申告書の提出

確定申告は、申告書、印鑑、源泉徴収票などをご用意いただき、期間中に行ってください。確定申告を行う際、直接、豊橋税務署で申告をする他に、e-Taxや郵送での申告もできます。

なお、給与所得、年金などの雑所得、医療費控除などの申告に関する相談は、市・県民税申告会場でも相談することができます。

また、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の確定申告を初めてされる方や事業所得（営業、農業など）、不動産所得などに関する確定申告の相談を希望される方は、直接、豊橋税務署へご相談ください。

市・県民税の申告は 市内の申告会場へ お越しく下さい

市・県民税の申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です。ただし、平成二十四年分の所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告は必要ありません。

なお、市・県民税の申告の受付期日と会場は、四ページをご覧ください。

■主な収入が給与の方

①年末調整がされている給与所得以外の所得の合計額が二十万円以下の方

②パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整がされていない方（確定申告をする方を除く）

■主な収入が年金の方

公的年金等以外の所得が二十万円以下であるなど、確定申告書の提出を要しない方で、各種所得控除等を受ける方

■収入がなかった方など

平成二十五年一月一日現在、豊

川市に住所がある方で、親族の税法上の扶養に入っていない方（各種申請などに必要となる証明書の発行には申告が必要です）

なお、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で、所得がない方・減少した方・障害年金や遺族年金などを受けている方などは、所得金額が一定基準以下の場合、保険料の軽減や減免を受けることができます。所得の多少にかかわらず、必ず申告をしてください。

■個人の事業経営者や土地・建物などを売却した方

確定申告をしなくてもよい方

控除の確認 お忘れなく

確定申告や市・県民税の申告を行う場合、次の控除がありますので、ご確認ください。

■おむつ費用の医療費控除

おむつ代の領収書に、医師や市が発行する証明書を添付すると、医療費控除を受けられます。

■医師発行の証明書が必要な方

傷病などによりおむね六カ月以上寝たきりで、医師からおむつの使用が必要と認められた方
市発行の証明書で申告できる方

おむつ費用の申告が二年目以降で、要介護認定を受けており、一

定の条件に該当する方

■要介護認定を受けている方の障害者控除

身体障害者手帳などをお持ちでない方も、市が発行する認定書の交付を受けることで障害者控除を受けることができます。

対象 介護保険法に基づく要介護認定を受けている六十五歳以上の方で、障害などにより日常生活における自立度が一定の条件に該当する方

■社会保険料控除

平成二十四年中に納付した国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。納付額は、年金などの源泉徴収票や「年間納付済額のお知らせ」で確認ください。

国民年金保険料は日本年金機構から郵送される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をご覧ください。

問合せ先 下表のとおり

保険料種別	問合せ先	電話番号
国民健康保険料	保険年金課	89-2118
後期高齢者医療保険料	保険年金課	89-2164
介護保険料	介護高齢課	89-2173
国民年金保険料	豊川年金事務所	89-4046

税の相談はお気軽に

■税理士による無料税務相談

期間 二月十八日から三月五日まで（土・日曜日を除く）
時間 午前九時三十分から正午までと午後一時から四時三十分まで（三時三十分までにお越しください）

■年金受給者の方への確定申告説明会

期間 二月四日から十四日まで（土・日曜日、祝日を除く）
時間 午前九時から正午までと午後一時から五時まで
会場 豊橋税務署

■住宅を取得した方への確定申告説明会

期間 二月五日から十四日まで（土・日曜日、祝日を除く）
時間 午前九時から正午までと午後一時から五時まで
会場 豊橋税務署

市・県民税の申告は 3月15日（金）まで

市・県民税の申告が必要な方は、3月15日（金）までに申告を行ってください。

受付期日・会場・対象校区・受付時間 下表のとおり

その他 市・県民税の申告書の提出は、郵送でも受け付けますので、豊川市役所市民税課(〒442-8601 諏訪1の1)へ、お送りください。



市・県民税の申告受付期日と会場

期 日	会 場	対象校区	期 日	会 場	対象校区
2月18日から 3月15日まで (土・日曜日を除く)	文化会館大会議室	市内全域 (3/7と3/8は指定校 区だけ受付)	2月25日(月)	農業者トレーニング センター	一宮南部小学校区、豊小 小学校区、東部小学校区
			2月26日(火)	農業者トレーニング センター	一宮東部小学校区
2月6日(水)	桜ヶ丘ミュージアム	三蔵子小学校区、金屋小 小学校区	2月27日(水)	農業者トレーニング センター	一宮西部小学校区
2月7日(木)	桜ヶ丘ミュージアム	豊小学校区、東部小学校区	2月28日(木)	市役所本31会議室 (本庁舎3階)	牛久保小学校区、天王小 小学校区
2月8日(金)	桜ヶ丘ミュージアム	桜木小学校区、豊川小学 校区	3月1日(金)	市役所本31会議室 (本庁舎3階)	中部小学校区、金屋小学 校区
2月12日(火)	小坂井生涯学習会館	伊奈町(南山新田、佐脇 原を除く)	3月6日(水)	御津生涯学習会館	御津北部小学校区
2月13日(水)	小坂井生涯学習会館	小坂井町、篠束町、宿町、 平井町	3月7日(木)	御津生涯学習会館	御津南部小学校区(西方、 坪野、大草、赤根)
2月14日(木)	小坂井生涯学習会館	伊奈町(南山新田、佐脇 原だけ)、美園	3月7日(木)	文化会館大会議室	桜町小学校区
2月19日(火)	ふれあいセンター	平尾小学校区、三蔵子小 小学校区	3月8日(金)	御津生涯学習会館	御津南部小学校区(上佐 脇、下佐脇、新田、御馬)
2月20日(水)	ふれあいセンター	八南小学校区、千両小学 校区	3月8日(金)	文化会館大会議室	代田小学校区
2月21日(木)	西部地域福祉セン ター	御油小学校区	3月13日(水)	音羽文化ホール	萩小学校区、御油小学校区
2月22日(金)	西部地域福祉セン ター	国府小学校区	3月14日(木)	音羽文化ホール	赤坂小学校区、長沢小学 校区

■ 受付時間は、午前9時から正午、午後1時から4時までです。

■ 指定された会場で申告できない場合は、文化会館または、都合の良い会場へお出掛けください。

ご 注 意 ください！

市・県民税の申告会場では、事業所得（営業、農業など）、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離課税選択の配当所得の確定申告をされる方、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の確定申告を初めてされる方、株式の譲渡損失に伴う繰越申告をされる方、過年分の確定申告、準確定申告、贈与税、消費税及び地方消費税の申告をされる方、雑損控除（災害、盗難などの控除）を受けようとする方の受け付けはできません。豊橋税務署をご利用ください。

市ホームページが新しくなりました

見えずぎる広報を目指して

市では、豊富な情報量とスピード感をたいせつにししながら、いろいろな方法を活用して市政情報を発信しています。そして、市民の皆さんから、市の情報が「見えずぎる」と言っていただけのような、積極的な広報を目指しています。

今回の特集では、市ホームページのリニューアルについてお知らせするとともに、ケーブルテレビやエフエム放送などで行っている広報活動についてご紹介します。詳しいことは、秘書課（89局2121番）へ、お問い合わせください。

市ホームページ

市では、市ホームページを一月四日に全面リニューアルしました。

今回のリニューアルでは、利用者の使いやすさを重視し、ホームページ内の情報を整理しました。また、スマートフォンへの対応、コミュニケーション型のウェブサイトであるツイッターやフェイスブックの活用など、新しい取り組みも始めました。

市政情報をすばやく、簡単に入手できる市ホームページを、日常生活の中でご利用ください。

注目

TwitterやFacebookを始めました!

市では、Twitter（ツイッター）とFacebook（フェイスブック）を使った情報発信を始めました。

ツイッター▶http://twitter.com/toyokawa_city

フェイスブック▶<http://www.facebook.com/city.toyokawa>



スマートフォン向けのページを新設しました。

スマートフォン向けのページを新たに設け、利便性が向上しました。

その他の広報

市では、広報紙や市ホームページ以外にも、いろいろな広報活動を行っています。

ケーブルテレビ

市では、CCNet豊川局のケーブルテレビ網を利用して、行政情報文字放送「とよかわ市政だより」を毎日十回放送しています。

この番組では、催しなどのお知らせや新しい制度の紹介など、暮らしに役立つ行政情報を文字と音声でお伝えしています。

市政PRコーナー

市では、プリオビル五階にある「市政PRコーナー」で市政に関する情報提供を行っています。ここでは、市政に関する冊子などを閲覧することができます。また、広報紙や催しのチラシなども入手することができます。

ここに注目！新しい市ホームページ

新しくなった市ホームページの注目ポイントを、トップページの画面を使って紹介します。
なお、市ホームページは「豊川市」で検索していただくか、下記のURLにアクセスしてください。

豊川市 |

ホームページURL
http://www.city.toyokawa.lg.jp

1 トップページ上部で魅力をPR

次々に変わる画像を使って豊川市の見どころや観光スポット、イベント情報などを紹介し、豊川市の魅力を発信します。

2 安全・安心への対応

安全・安心につながる情報は常に見やすい場所に掲載しています。

3 こんなとき、こんな手続き

出産や入学など、出来事に合わせた情報をまとめています。

4 新しい情報を整理して提供

新着情報やトピックスなど、新しい情報を整理してお届けしています。

5 イベントカレンダー

催しやイベントなどをカレンダー形式と一覧形式でお知らせしています。

6 話題のキーワードやアクセスランキング

話題のキーワードやアクセスランキングから、旬な情報をすばやく見ることができます。



このトップページの画面図は、バナー広告とフッター部分を省略しています。



エフエムラジオの84.3MHzで放送中

また、市内に避難勧告などの緊急情報や災害情報などが発表された場合には、エフエム豊橋から情報をお伝えします。

なお、市内の一部では、放送を受信しにくい地域があります。

エフエム放送

市では、エフエム豊橋を利用して、「とよかわGood Choice」を毎週金曜日の午後零時十五分から、午後七時から放送しています。

番組では、市内で行われる催しや日常生活に役立つ情報などを、番組パーソナリティと市職員が、分かりやすくお伝えしています。